2025年度　国家公務員・地方上級　出たDATA問シリーズ　正誤表

以下のような誤りがございましたので，訂正させていただくとともにお詫び申し上げます。

【⑫民法】

〈誤〉		〈正〉
本冊冊子　p.221 【No.54】 イ　1行目		
…債権者に弁済…	→	…債務者に弁済…
本冊冊子　p.221 【No.54】 イ　3行目		
…債権者の財産…	→	…債務者の財産…

解答・解説冊子　p.134 【No.123】 ウの解説を以下に差し替えてください。

ウ　誤り。2024年4月施行の改正民法により，婚姻の成立の日から200日以内に生まれた子は，婚姻前に懐胎したものと推定され（民法772条2項前段），嫡出子としての推定を受けることとなった。その結果，父が子の嫡出性を争う場合には，嫡出否認の訴えによることとなった（775条1項1号）。

解答・解説冊子　p.134 【No.123】 正答

正答　4	→	正答　なし

2024年3月25日

東京アカデミー編集部

（ティーエーネットワーク）